変更交付申請のシステム入力等について

1 変更交付申請(全体)について

- ○授業料支援システム 学校用操作マニュアル94ページを参考に、システムでの申請を行ってください。
- ○申請期限は、**10月12日(木) 17:00**です。授業料支援補助金を受給する全ての生徒について、 生徒情報変更登録<u>(所得割額の入力等)を行わないと、申請額に反映されません。</u>期限に間に合うよう、 生徒情報の登録をお願いします。
- ○授業料支援補助金の変更交付申請は、システム担当に電子メールで「授業料支援補助金の変更交付申請 の実施終了連絡 |を行ってください。
- ○授業料支援補助金の変更交付申請に伴い、10月13日(金)の、就学支援金資格消滅、認定等の随時処理は行いません。(平成29年9月7日付け教私第1338-5号の「高等学校等就学支援金の交付に係る事務処理日程等について(通知)」でお知らせしたとおりです。)
- ○授業料支援補助金の金額を算出するためには、就学支援金の「認定」を行っている必要があります。9月中もしくは10月1日転入の生徒について、認定申請がまだの場合は、必ず10月5日(木)に認定申請を行ってください。(就学支援金旧制度の場合、「認定」ができていれば、就学支援金加算認定がまだの場合でも、授業料支援補助金の申請金額は正しく計算されます。)
- 1 0月5日(木)に何らかの申請を行った場合、大阪府からの通知確認実施(10月10日(火)を 予定)まで生徒情報登録等ができませんので、ご注意ください。
- ○停止、消滅、再開については、生徒情報変更登録(チェックボタンを外し、計算ボタンを押して登録)が終了していれば、大阪府への消滅申請等がまだの場合でも、授業料支援補助金の変更交付申請は可能です。

2 変更交付申請書(様式第3号)の作成について

- ○変更交付申請画面の左上の「既交付決定額」は、平成29年4月24日付け大阪府指令教私第13 02号で交付決定をした金額を手入力してください。複数の高等学校を有する学校法人は、4月の交付申 請額を入力してください。(交付申請額どおり交付決定しています。)
- ○申請ボタンを押すと、変更交付申請書の文言を入力する画面が表示されます。入力画面について、以下の赤字部分を追記してください。
 - 「平成29年4月24日付け大阪府指令教私第1302号で交付決定を受けた平成29年度大阪府私立高等学校等授業料支援補助金について、大阪府補助金交付規則第6条第1項第2号及び大阪府私立高等学校等授業料支援補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり変更してくださるよう申請します。」
- ○複数の高等学校を有する学校法人は、システムでの申請により、各校の申請書類(4種類又は5種類) を印刷して提出することに加え、変更交付申請書(様式第3号)の法人合計分(金額につき、複数校分を合計したもの)に押印の上、ご提出ください。この場合、各校分の申請書類には押印は不要です。
- ○法人所在地と学校所在地が異なる場合、学校所在地が法人所在地として表示されますので、手入力で法 人所在地に修正してください。
- ○変更交付申請書(様式第3号)の「4 変更理由・内容」、「担当部課名」、「担当者」及び「電話番号」

3 6-1 授業料支援補助対象経費 集計表の作成について

- ○授業料支援補助対象経費 集計表については、平成26~27年度入学生分と平成28・29年度入学生分がExcelにより出力されます。また、平成23~25年度入学生の対象者がいる場合は、就学支援金旧制度分も出力されます。
- ○在学生徒数、①のうち大阪府内に住所を有する者、①のうち就学支援金の支給を受ける者、については、手入力をお願いします。(別添「様式第3号_手入力部分」を参照して下さい。なお、例年記載誤りが多いため、注意してください。)
- ○交付決定額(F)の生徒数欄・補助額欄について、4月にご提出いただいた交付申請書様式(3-1_集計表)の内容を手入力してください。なお、該当欄には既にシステム入力された内容が反映されていますが、 上書きで修正してください。(別添「様式第3号_手入力部分」を参照して下さい。)
- ○変更後(G)の生徒数欄、補助額欄は、システム入力された内容が反映されますので、金額に誤りがないか 確認ください。
- ○差引(G) (F) については、自動計算されます。金額に誤りがないか、確認してください。

4 その他、入力方法についてのよくある質問

- Q1) 親権者が1人になったことにより、ランクが変更(D1⇒Aなど)される生徒の入力方法は?
- A 1) ①生徒情報1の親権者について、「一人親のため省略」を押す、②保護者氏名2、住所2及び親権者2の所得が消えるので、正しい親権者の氏名、住所、所得を入力する(前年度・本年度ともに消えてしまいますので、前年度の親権者1の金額は、4月当初の保護者合算の金額を入れておくと便利です。本年度は新たな親権者の金額を入れてください。)③計算ボタンを押す、④生徒情報2の就学支援金、府補助金を手入力により修正する(金額の計算方法は昨年度と同様です。就学支援金の金額修正を忘れないようにしてください。)、⑤手入力ボタンは押したまま、計算ボタンを押す、⑥「所得入力」を選択し変更理由に「○月○日離婚(死別)により親権者変更、○月分より○ランクから○ランクに変更」と入力、以上の方法により入力してください。
- Q2) 途中月(4月~6月の3ヶ月や7月~3月の9ヶ月ではない期間:
 - 例:10月から3月までの6ヶ月間)に親権者変更により、ランクが変更になる生徒の入力方法は?
- A 2) 生徒情報 2 の画面に各月のランクを手入力することができます。 就学支援金、府補助金を手入力により修正することと併せて、当該のランクに変更してください。
- Q3) 親権者変更により、授業料支援補助金の対象外から対象となる生徒の入力方法は?
- A 3) Q 1 の方法と同じですが、②について、4 月当初の金額には、999,999円等ダミーの数字を入力し、対象外の反映をさせてください。
- Q4) 休学や留学に伴い、授業料額が変わる場合はどうすればよいか。

- A 4)授業料額は、年額を入力すると自動的に1 2ヶ月で割られ、月額の修正はできません。授業料額は通常生徒と同額を入力し、生徒情報2の授業料支援補助金額を手入力により、修正してください。授業料支援補助金は授業料額の上限までしか支給されません。
- Q5)加算認定をしていない生徒について、授業料支援補助金の申請ができるか。
- A 5)できます。生徒情報 1 の所得・扶養人数の入力により算出された授業料支援補助金額は、変更交付申請の際に申請額に反映されます。加算認定が未了の生徒については、授業料支援補助金の変更交付申請以後に、就学支援金のルールに従い加算認定を受けてください。

(注意)

前年度課税額が $A \sim E$ ランクで、本年度課税額が対象外の生徒について、本年度課税額の入力を行わなければ、申請金額が正しく算出されません。必ず当該生徒の本年度課税額をダミー入力(999,999円)していただきますよう、お願いいたします。